FAQ(よくあるご質問) (20210730)

該当する質問区分番号をクリックすると、その区分に関連する質問を見ることができます。 また、その質問項目番号をクリックすると、該当する回答を見ることができます。

Q1. システム全般について(概要)
<u>Q2</u> . RaMSのご利用について(概要)
<u>Q3</u> . RaMSの事業所登録について
<u>Q4</u> .利用料金について
<u>Q5</u> . ログブックについて、充塡・回収登録について
<u>5─1</u> 機器管理番号/製造番号/系統/その他
<u>5─2</u> 整備者/取次者
<u>5–3</u> 初期充塡量/追加充塡量/戻し充塡量/記録
<u>5─4</u> 回収量/破壊量/再生量
<u>5–5</u> 定期点検/簡易点検
<u>5–6</u> 機器の更新/移設・移管/業者変更
<u>5-7</u> 情報処理センター
<u>5–8</u> データ作成/報告書作成
<u>5–9</u> シールの購入について
│ <u>Q6</u> . 行程管理票(行程管理制度)について
<u>Q7</u> . その他

- ≪Q1.システム全般について(概要)≫
- <u>Q1-1</u> 一般財団法人 日本冷媒・環境保全機構の情報処理センター及び冷媒管理システム [RaMS]とは、何ですか。
- Q1-2 情報処理センター及びRaMSを利用するメリットは?
- Q1-3 利用方法は?
- Q1-4 利用の条件は?
- ≪Q2. RaMSのご利用について(概要)≫
- Q2-1 RaMSを利用したいのですが、まずはじめに何をしたらよいですか。
- Q2-2 RaMSで使用している「事業所登録」に関する用語の解説をしてほしい。
- <u>Q2-3</u> RaMSの利用料金は、どれくらいかかるのですか。また、どのような支払方法に なりますか。

≪Q3. RaMSの事業所登録について≫

<u>Q3-1</u> ログインパスワードはどうしたら手に入るのでしょうか。

(管理者、取次者、充塡回収業者、点検技術業者、解体工事元請業者、機器引取業者の場合)

- Q3-2 事業所登録、統括部署登録、破壊・再生業者登録、省令第49条業者登録は、有料ですか。
- <u>Q3-3</u> 客先である管理者がRaMSを利用するか今のところ不明ですが、とりあえず充塡回収業者 登録をしておくことはできますか。
- Q3-4 事業所登録で、事業所名(会社名)の入力の際、前後にある(株)等は入力しなくても いいですか。(例えば「OOOO(株)△△△事業所」と入力したい場合等)
- Q3-5 管理者について、担当者のメールアドレスは複数登録できるのでしょうか。
- <u>Q3-6</u> 充塡回収業者の事業所登録で「Email」と「Email (行程管理票記入者)」と 2 つありますが、 各々どのようなときにメールが送信されてくるのでしょうか。
- <u>Q3-7</u>ビル管理会社です。管理者(機器の所有者)から委託されて、機器の管理をしています。 ビル管理会社が「管理者」としてRaMSに登録してもいいのですか。
- <u>Q3-8</u>事業所登録した内容(ログイン ID、パスワード、メールアドレス、事業所名、代表者名、 住所、電話番号等)を変更したいのですが、どうしたらよいですか。
- <u>Q3-9</u> 管理者です。RaMSを利用するにあたり、充填・回収業務を依頼している充塡回収業者が、 RaMSに事業所登録してくれません。どうしたらよいですか。
- Q3-10 RaMSに事業所登録している充塡回収業者を知りたい。
- Q3-11 事業者登録をしました。自分の会社の「事業者コード」は、どこで確認できますか。

≪Q4.利用料金について≫

- <u>Q4-1</u> 口座に振り込む(RaMSに預け金をする)に当たって、請求書の代わりになるような ものが欲しいのですが。 【A.預け金(ポイント)方式】
- Q4-2 経理処理上、預け金について証明書が欲しいのですが。 【A. 預け金(ポイント)方式】
- <u>Q4-3</u> RaMSに振込した預け金(ポイント)について、今回「デポジット入金確認及び残高
 預かり証」を発行してもらいましたが、今後預け金(振込)するたびに連絡しないように、
 RaMSで対応できませんか。
 【A.預け金(ポイント)方式】
- <u>Q4-4</u> RaMS利用に関して、管理者の費用負担はどれくらいになるのでしょうか。 (あまりお金を掛けたくありません。初期投資費用を少なくしたい。)
- <u>Q4-5</u>利用料金の精算方法について、「預け金」としての処理が社内の経理的に難しい。 どうすればよいでしょうか。
- <u>Q4-6</u> 「A. 預け金(ポイント)方式」で預け金をする際、最低預け金額の設定はありますか。 【A. 預け金(ポイント)方式】
- <u>Q4-7</u> 「A. 預け金(ポイント)方式」について、口座に振り込んだ後、いつからRaMSの利用が 可能になりますか。 【A. 預け金(ポイント)方式】
- <u>Q4-8</u> RaMS利用料金の引き落とし(ポイント引き落とし)の仕組みを知りたい。 【A. 預け金(ポイント)方式】
- Q4-9 管理者ですが、機器の整備記録の際、利用料金は管理者が支払うことになるのでしょうか。

また、定期点検の記録も管理者に利用料金が発生するのでしょうか。

- <u>Q4-10</u> 更新料とは、どのようなものですか。更新料の発生するタイミングは?支払いは管理者が 支払うのでしょうか。
- <u>Q4-11</u> 例えば、「定期点検」、「修理」、「充塡」をそれぞれ別の業者が実施・データ入力した場合は、 300円(税抜)の利用料が発生するのでしょうか。
- Q4-12 利用料金は、簡易点検のみの機器でも定期点検の対象機器でも同じ料金が掛かりますか。
- Q4-13 利用料金の履歴が見たいのですが。
- <u>Q4-14</u> 請求書を再発行してほしい。請求書の内訳が知りたい。 【B. 事業所宛請求書による支払方式、C. 統括部署(本社、支社等)宛請求書による支払方式】
- ≪Q5. ログブックについて、充塡・回収登録について≫
- Q5-1 機器管理番号/製造番号/系統/その他
- Q5-1-1 ログブックとは、何ですか。
- Q5-1-2 ログブックで使用される機器管理番号は、どのように決めればよいのですか。
- Q5-1-3 銘板がなく、製造番号がわからない場合は、どうしたらよいですか。
- <u>Q5-1-4</u> 室外機は2台あり、冷媒系統は同じ(つながっている)なのですが、この場合、機器は 1台で登録するのか、2台で登録するのでしょうか。
- Q5-2 整備者/取次者
- Q5-2-1 「整備者あり・なし」とありますが、整備者とは何ですか。(何を意味しているのですか。)
- <u>Q5-2-2</u> 管理者からの依頼があり、取次者で事業所登録・ログインしたが、「ログブック新規作成」 のボタンがない。どうすればよいですか。

Q5-3 初期充塡量/追加充塡量/戻し充塡量/記録

- <u>Q5-3-1</u> 「出荷時初期充塡量」と「設置時追加充塡量」とは、何ですか。いつ、だれが入力するの ですか。
- Q5-3-2 「出荷時初期充塡量」「設置時追加充塡量」は算定漏えい量計算に含まれますか。
- Q5-3-3 「出荷時初期充塡量」、「設置時追加充塡量」が不明です。どうすればいいですか。
- Q5-3-4 「戻し充塡量」、「追加充塡量」とは、何ですか。
- <u>Q5-3-5</u> 管理者です。充塡回収業者から紙で「充塡証明書」が交付されたが、この充塡量を R a MSに反映させることはできますか。
- <u>Q5-3-6</u> 充塡回収業者です。管理者から「機器管理番号」を渡され、点検・整備記録簿(ログブッ ク)に充塡記録を登録するように言われたのですが、具体的にどうすればよいのですか。
- <u>Q5-3-7</u> 充塡回収業者です。管理者から「機器管理番号」を渡され、点検・整備記録簿(ログブック)を作成するように言われました。今回作業した整備記録(例えば充塡量の登録)の
 データ登録を行いたいのですが、「2. 漏洩点検・整備、回収・充塡記録」の「点検・整備
 区分」のところに「設置時追加充塡量」しか表示されず、今回作業した整備記録の登録ができません。どうしたらよいのですか。

- Q5-3-8 充塡回収業者です。整備のため、一旦機器から冷媒を回収(10 kg)し、整備後ふたたび 回収した冷媒の一部(7 kg)を充塡しました。さらに追加して新しい冷媒(5 kg)を充塡 しました。この場合、ログブックにはどのようにデータを入力したらよろしいですか。
- Q5-4 回収量/破壊量/再生量
- Q5-4-1 充塡回収業者です。整備で回収した冷媒を破壊するのですが、ログブックの2表 「2.漏洩点検・整備、回収・充塡記録」の「破壊・再生・保管量 kg」の欄に「レ 行程管理 票を作成する」と表示されました。機器の整備時に回収した冷媒についても、行程管理票 を作成する必要がありますか。
- Q5-4-2 ① 廃棄時の回収量をログブックに記録してもよいですか。
 - (関連:廃棄時の回収量は、算定漏えい量計算には含まれますか。)
 - ② 廃棄時の回収量を入力する必要はありますか。
 - ③ 機器を廃棄する時、ログブックはどうすればよいのですか。
- Q5-5 定期点検/簡易点検
- Q5-5-1 簡易点検のデータ入力は可能ですか。又、「簡易点検」の結果は、誰が入力できますか。
- Q5-5-2 簡易点検のデータ入力について、例えば数百台分、一括で入力することはできますか。
- Q5-5-3 簡易点検の記録フォームはどのようなものですか。(具体的に)
- Q5-5-4 「定期点検」「専門点検」の結果は、誰が入力できますか。
- <u>Q5-5-5</u> ログブックの2表「2. 漏洩点検・整備、回収・充塡記録」の「点検内容」にある「システム漏えい試験」「間接法」「直接法」等、はどのような内容ですか。
- <u>Q5-5-6</u> 定期点検は、充塡回収業者でない業者に作業をお願いしています。充塡回収業者でない 業者が定期点検をした場合、定期点検のデータ記録はできますか。

Q5-6 機器の更新/移設・移管/業者変更

- <u>Q5-6-1</u>機器の更新工事の場合(現在の機器を廃棄して新しい機器を設置)、RaMSではどの ように処理すればよいのですか。
- <u>Q5-6-2</u> 社内で機器(1台~数台)を別の部署に移管する(施設管理者が変わる)場合、 ログブックはどうなりますか。

別の法人に、機器を売却・譲渡する場合、ログブックはどうなりますか。

- <u>Q5-6-3</u> 管理者です。RaMSでログブックを作成していますが、これまで充塡・回収作業を お願いしていた以前の充塡回収業者から、別の新しい充塡回収業者に変えました。 点検整備記録はどのように入力したらよいでしょうか。
- <u>Q5-6-4</u> 管理者です。RaMSでログブックを作成していますが、これまで充塡・回収作業を お願いしていた以前の充塡回収業者から、別の新しい充塡回収業者に変えました。 今後、ログブックの新しい整備記録を以前の充塡回収業者に見られたくないのですが、 どうしたらよいでしょうか。

Q5-7 情報処理センター

- <u>Q5-7-1</u> RaMSのログブックに整備記録として充塡量や回収量を登録した場合、充塡量・回収 量はセンターに登録されますか。
- <u>Q5-7-2</u> RaMSにログブックを作成せず、国が指定する情報処理センター機能のみを利用した いのですが、どうすればよいですか。
- Q5-8 データ作成/報告書作成
- <u>Q5-8-1</u> 管理者の報告書作成・閲覧では、ログブックのデータと充塡・回収記録の両方のデータ が、すべて反映・集計・出力されますか。
- Q5-8-2 充塡回収業者のログブック画面の最下部右に表示されている「一時保存」とは何ですか。
- Q5-8-3 ログブックの4表「4. 点検・整備、充塡・回収履歴」の「再発行」、「破棄」とは何ですか。
- <u>Q5-8-4</u> ログブックの点検整備記録について、管理者が承諾した後でも充塡回収業者でデータの 修正はできますか。
- Q5-8-5 ログブックの記録を入力後に印刷して確認したいのですが、入力画面で印刷はできますか。
- <u>Q5-8-6</u> 充塡回収業者です。センターに充塡量・回収量の登録をしたいのですが、管理者がイン ターネットを使っておらず、電子的なやり取りができません。どうしたらよいですか。
- Q5-8-8 管理者です。「1 表最新版」で1 表を修正したのですが、「閲覧」で見ると修正内容が 反映されていません。どうしてですか。
- <u>Q5-8-9</u> 管理者です。フロン排出抑制法の施行前より、管理する各機器(第一種特定製品)に ついて管理をしていた帳簿(excel データ)があります。今回、RaMSでログブックを 新規作成したいのですが、台数が多く1台ずつログブックを作成するのは大変なので、 その excel データを利用して一括してログブックを作成する方法はありますか。
- Q5-9 シールの購入について
- Q5-9-1 「機器管理番号シール」を購入したいのですが、どのように申し込めばよいですか。
- Q5-9-2 シールで購入する場合は、「預り金」での引き落としにはならないのですか。
- Q5-9-3 シールを購入した場合の、実際の詳細なログブック新規作成方法を知りたい。
- <u>Q5-9-4</u> 機器管理番号の取得方法として、インターネット上では 500 円(税抜)、シールを購入 すると 600 円(税抜)ですが、シールで購入した場合、600 円にプラス登録料 500 円が必要 なのでしょうか。
- Q5-9-5 シールはまとめて購入して、新規で機器が増えた時に後で使用することは可能ですか。
- Q5-9-6 シールは、1シートに同じものが2枚ありますが、もう1枚は何のためにあるのですか。

≪Q6. 行程管理票(行程管理制度)について≫

- Q6-1 電子行程管理票を利用するのに料金はかかりますか。
- Q6-2 電子行程管理票で、回収量を間違えて入力してしまった。修正はできますか。

- <u>Q6-3</u> 廃棄する機器に冷媒が入っていない場合の入力方法は?
- Q6-4 確認証明書(フロン類が充塡されていないことの確認)を交付することはできますか。
- Q6-5 回収依頼書(A票)の交付日を後で変更することはできますか。
- <u>Q6-6</u> 充塡回収業者です。年度末の都道府県への報告書は作成できますか。
- <u>Q6-7</u> 電子行程管理票の電子モードを使用する場合、関係者(廃棄者、取次者、充塡回収業者)の 事業所登録は必要ですか。
- <u>Q6-8</u> 充塡回収業者です。RaMSの電子行程管理票について、廃棄者(管理者)がインターネットを使っておらず、電子的なやり取りができません。どうしたらよいですか。
- Q6-9 「紙モード」の場合、ヘッダー・フッターの日付等を表示させないことはできますか。
- <u>Q6-10</u> RaMSを利用して、破壊(再生)処理依頼票(X票)を電子的に破壊(再生)業者に送り たいのですが、依頼したい破壊(再生)業者が一覧にありません。どうしたらよいですか。
- ≪Q7. その他≫
- Q7-1 RaMSの利用開始の申込書等はありますか。
- <u>Q7-2</u> パスワードを忘れてしまいました。
- Q7-3 メールのアドレスが間違っていた場合はどうなりますか。
- <u>Q7-4</u> RaMSを利用すれば、会社の各事業所における漏えい量は、会社全体(管理者の本社等) で無料で集計できると聞いたのですが。
- <u>Q7-5</u> 充塡回収業者です。管理者がインターネットを使用していない場合は、どのように記録や 報告をしたらよいのですか。
- <u>Q7-6</u> RaMSを利用した場合、算定漏えい量の国への報告(管理者の場合)や、充塡量・回収量の 都道府県への報告(充塡回収業者の場合)を、JREC0 でやっていただけるのですか。
- <u>Q7-7</u> RaMSの推奨利用環境を教えてください。
- Q7-8 Java スクリプトの設定方法を教えてください。
- <u>Q7-9</u> お問い合わせ先は?

≪Q1.システム全般について(概要)≫

Q1-1 一般財団法人 日本冷媒・環境保全機構の情報処理センター及び冷媒管理システム [RaMS]とは、何ですか。

A1-1 一般財団法人 日本冷媒・環境保全機構(以下、JRECO)の情報処理センターは、フロン排出 抑制法で定める国が指定する唯一のセンターです。第一種特定製品(業務用冷凍空調機器)の整備時にお けるフロン類の充填量・回収量を電子的に情報処理センターにデータ登録をしていただくことにより、 フロン排出抑制法で定められた充填回収業者から管理者(機器の所有者)へ書面(紙)で発行しなければ ならない「充填証明書」「回収証明書」の交付が不要になり、また管理者にとっては面倒な算定漏えい量 の計算や集計が容易になります。(以上が、国が指定する情報処理センター内業務となります。)

また、冷媒管理システム [略称: RaMS (ラムズ)、Refrigerant Management System](以下、RaMS)と は、前記の情報処理センター内業務を含んだ機器整備時の点検・整備記録簿(以下、ログブック)管理、 機器廃棄時の電子版行程管理票発行など、フロン排出抑制法に関わるデータ処理の総合的な電子的管理 を実現する JRECO が構築したシステム全体のことを指します。

なお、情報処理センター及び RaMS のご利用は、法律で強制されたものではなく任意となりますが、特に機器の管理者が情報処理センター及び RaMS のご利用を希望されている等の場合は、関係する充塡回収 業者の皆さまも前向きにご利用のご検討をくださいますようご協力よろしくお願い申し上げます。

(参考資料)

- ・<u>管理者に関する運用の手引き</u>(71 頁及び 90~92 頁・情報処理センターの利用方法)
- ・管理者のための簡単利用ガイド
- ・情報処理センターの簡単利用ガイド
- ・RaMS 解説動画・操作動画

Q1-2 情報処理センター及びRaMSを利用するメリットは?

A1-2 フロン排出抑制法の施行後、管理者は管理する機器が多ければ多いほど、機器の点検の記録 や充塡量・回収量の集計(算定漏えい量の計算)等、その管理にこれまで以上に手間と時間、経費がかか ることとなりました。一方、充塡回収業者も機器整備時には充塡や回収の都度、書面で「充塡証明書」「回 収証明書」を管理者に交付しなければならず、また、回収量と充塡量を毎年都道府県へ報告しなければな りません。このように従来と比べ増大した事務処理を、電子的に処理することにより大幅な業務負担の 軽減を図り、ペーパーレスで管理者の日々の機器の管理、算定漏えい量の集計・計算、各種データの記 録・保存や、充塡回収業者の充塡量・回収量の記録・保存など、効率的かつ比較的安価で、便利にご利用 いただけることが RaMS 利用の大きなメリットといえます。なお、事業所登録やご登録いただいたデータ の閲覧・出力・集計は、いつ何回ご利用いただいても無料です。

(参考資料)

• <u>RaMS ポータルサイト</u>

Q1-3 利用方法は?

A1-3 大きく分けて、主に下記のような種類のご利用方法があります。

機器の整備時

〔1. 国が指定する情報処理センターの機能のみ利用する(機器の整備時)〕

整備時の機器へのフロン類充填や回収の都度、充填回収業者が充填量・回収量のデータを入力します。 入力したデータは、管理者にメールで通知され管理者が作業内容等を確認し、承諾します。管理者が承諾 すると充填量・回収量のデータが情報処理センターに登録されます。なお、このセンター機能のみの利用 の場合、管理者は別途、自ら各機器についてログブックを作成・記録しなければなりません。

〔2. RaMS内に機器のログブックも作成し利用する(機器の整備時)〕

管理者が所有する機器のログブックを RaMS 内に作成して、簡易点検や定期点検の記録、充塡量・回収 量のデータ入力・管理を行います。RaMS 内にログブックを作成し点検・整備記録を入力した場合、管理 者は自ら別途各機器についてのログブックを作成する必要はありません。また、前記1と同様、ログブッ クで登録された充塡量・回収量のデータは情報処理センターに登録されますので、充塡回収業者は書面 (紙)での「充塡証明書」「回収証明書」の交付は必要ありません。簡易点検や定期点検の結果もログブ ックに記録することができます。

〔3.前記の1と2を組み合わせて利用する(機器の整備時)〕

前記の1と2を組み合わせて利用することもできます。例えば、簡易点検のみの機器については前記1 の「センター機能のみ」で利用し、定期点検対象機器については前記2の RaMS 内にログブックを作成し て利用する、などです。前記1と2を組み合わせて利用した場合でも、管理者が同一であれば算定漏え い量の集計・計算は両方が合算して出力等されます。

また、充塡回収業者が同一の場合も都道府県報告等での集計で充塡量・回収量の集計は両方の値が合 算して出力等されます。

機器の廃棄時

〔4. 電子版行程管理票を利用する(機器の廃棄時)〕

機器の廃棄時には、電子版の行程管理票をご利用いただけます。関係者間(廃棄者、取次者、充塡回収 業者など)で電子的にやり取りするので、書面の交付・保存等は不要となります。充塡回収業者は都道府 県報告に伴う廃棄時の回収量の集計等も出力・保存できます。また、前記の1,2,3と連動して機器の整備 →廃棄→回収したフロン類の破壊・再生(例えば、破壊業者へ破壊依頼、破壊証明書の保存等)まで、ト ータルに電子的に管理できます。なお、機器整備時における前記1,2,3の利用はしていなくても、この電 子版行程管理票だけを利用することも可能です。

【充塡回収業者】管理者・廃棄者がインターネット環境にない場合、充塡回収業者が入力したデータを 書面(紙)で印刷(プリントアウト)し、管理者・廃棄者に直接渡していただく「紙モード」もご利用い ただけます。 一方、機器整備時の充塡量・回収量について「書面(紙)による充塡証明書や回収証明書交付」(紙モ ード)を選択した場合、国指定の情報処理センターには登録されませんのでご注意ください。

その他

[5. 改正フロン排出抑制法(令和2年4月施行)に対応]

建物解体に伴って機器を廃棄する場合に特定解体工事元請業者が特定解体工事発注者あてに交付する 「事前確認結果説明書」の作成・交付・保存、前記4.を利用してフロン類を回収した後の機器を廃棄物・ リサイクル業者が引取る際に管理者・廃棄者が交付する「引取証明書の写し」の交付・保存等も電子的に 行うことができます。

(参考資料)

RaMS ポータルサイト(令和2年4月フロン排出抑制法改正に対応)

Q1-4 利用の条件は?

A1-4 情報処理センター及び RaMS をご利用いただくためには、インターネットを使用できる環境が 必要となります(パソコン、タブレット端末等)。情報処理センター及び RaMS は、基本的に機器の「管理 者・廃棄者」、「取次者」、「充塡回収業者」等、関係する当事者間の連絡をメールで行い、クラウド・サー バーにデータを記録・保存していく方式となりますので、すべての当事者がインターネット環境にある ことが必要です。(例外的に、管理者がインターネットを使用していない場合は、充塡回収業者が紙で「充 塡証明書」「回収証明書」等を作成・印刷する方法も選択できます。)

≪Q2. RaMSのご利用について(概要) ≫

Q2-1 RaMSを利用したいのですが、まずはじめに何をしたらよいですか。

A2-1 まずは、RaMS に「事業所登録」をしていただきます(事業所登録は無料)。RaMS のログイン画 面(<u>https://www.jreco.jp/</u>) にある「事業所登録」ボタンをクリックしてください。クリックすると、 「事業所情報 新規登録」画面が表示されますので、この画面で事業所の新規登録をします。画面上部に ある「登録業種」のプルダウン・メニューから貴事業所の業種を選んでください(「管理者・廃棄者」、「取 次者・整備者」、「充塡回収業者」、「点検技術業者」、「解体工事元請業者」、「機器引取業者」から選択)。 なお、「ログイン ID」は RaMS にすでに同じものが存在すると登録できません。「パスワード」は同じもの が存在していても登録ができます。

「管理者・廃棄者」で登録する場合は、画面下にある「本社情報」もご入力ください。「本社情報」と は、算定漏えい量報告等をする際の報告者となる管理者(機器の所有者である法人)の情報をいいます。

「充塡回収業者」で登録する場合は、画面下の「第一種フロン類充塡回収業者登録」に係る情報もご入 カください。複数県にご登録されている場合は、各県ごとの情報をすべてご入力ください。

RaMS に事業所登録しますと、ご登録いただいたメールアドレスに登録完了のメールが届きます。メー ルには RaMS で利用する貴事業所固有の「**事業者コード**」が記載されておりますので、その「事業所コー ド」を当事者(管理者⇔充塡回収業者、等)間でご連絡いただき、RaMS ご利用の際に使用することにな ります。 ※(ご注意:RaMS にデータを記録する際、その都度新規の事業所登録をすると、同じ事業所なのに RaMS にいくつも事業所登録(事業者コード)ができてしまうことになりデータの集計等ができなくなりますので十分ご注意ください。)

[RaMS における事業者コード] ・管理者・廃棄者 … [Hで始まる数字9ケタ] (例) H123456789 ・取次者・整備者 … 〔「で始まる数字9ケタ〕 (例) T123456789 ・充塡回収業者 … [R で始まる数字 9 ケタ] (例) R123456789 ・ 点検技術業者 … 〔Sで始まる数字9ケタ〕 (例) S123456789 解体工事元請業者 〔K で始まる数字9ケタ〕 (例) K123456789 ・機器引取業者 … [Cで始まる数字9ケタ] (例) C123456789 •破壊業者… [Dで始まる数字9ケタ] (例) D123456789 •再生業者… 〔Pで始まる数字9ケタ〕 (例) P123456789 ・省令 49 条業者 … 〔M で始まる数字 9 ケタ〕 (例) M123456789 ・統括部署登録の管理者・廃棄者 … 〔Y で始まる数字 9 ケタ〕 Y123456789 (例) ・統括部署登録の充填回収業者…
 〔Zで始まる数字9ケタ〕
 (例) Z123456789

(参考資料)

- ・RaMS 解説動画・操作動画「事業所登録の方法」
- ・<u>RaMS 支払方法について</u>
- ・取扱説明書 : 6-3 事業所登録方法と都道府県の追加登録方法
- ・取扱説明書 : <u>6-4 登録番号と事業者コード</u>
- ・取扱説明書 : 6-6 事業者の登録方法と都道府県への報告書作成方法
- Q2-2 RaMSで使用している「事業所登録」に関する用語の解説をしてほしい。

A2-2 RaMSに使用している「事業所登録」に関する用語とその解説は下記の通りとなります。

「管理者・廃棄者」 … フロン排出抑制法(以下、法)で定める機器整備時の管理者(機器の所有者) 及び機器廃棄時の廃棄者、及び事前確認結果説明書の交付を受ける特定解体工事発注者のことをいいま す。RaMSのログブック等では、法で定める管理者のことを「法定管理者」、実際に機器の設置場所等で機 器の管理をする管理者のことを「施設管理者」と表しています。管理者・廃棄者は、充塡回収業者から送 られてくる整備時の充塡・回収、定期点検等の記録や、廃棄時の行程管理票について承諾行為を行いま す。簡易点検については管理者自身も入力する(無料)ことができます。

> <管理者・廃棄者ができること> ・統括部署登録 ・ログブックの新規作成、閲覧、閉鎖 ・簡易点検の記録 ・整備記録(定期点検、回収、充塡等)の承諾、登録、転記 ・報告書(算定漏えい量)の閲覧、出力、集計 ・行程管理票の作成、承諾 ・事前確認結果説明書の受け取り ・引取証明書の写しの交付 ・RaMS-ex による冷媒管理データの収集 など

「**取次者・整備者**」 … 機器の廃棄時に、廃棄者と充填回収業者の間に入る取次業者のことをいいま す。また、機器の整備時の RaMS のログブック等にある「整備者」とは、都道府県に第一種フロン類充填 回収業者として登録していない設備業者等です。RaMS のログブック等では、整備者が機器の保守・点検 作業を実施した結果、冷媒回収や充填が必要と判明して整備者から充填回収業者に作業を依頼した場合 に「整備者あり」を選択して、整備者情報を入力します。これは、充填・回収登録には直接影響はないの ですが、整備者からの依頼である場合はその情報を充填回収業者の帳簿(記録)へ記載することと、破壊 証明書・再生証明書の回付が法的に求められることによります。

<取次者(整備者)た	ができること>	
・ログブックの閲覧 ・簡易点検の記録	・整備記録(定期点検、回収、充塡等)の閲覧 ・行程管理票の作成 など	

「充填回収業者」 … 法で定める都道府県に第一種フロン類充填回収業者登録をしている充填回収 業者のことをいいます。RaMS への充填・回収登録は充填回収業者のみ記録することができます。なお、 充填・回収作業や定期点検・専門点検は、法の定める「十分な知見を有する者(例えば、第一種・第二種 冷媒フロン類取扱技術者など)」が自ら作業するか、立ち会うことが必要です。

> <充塡回収業者ができること> ・統括部署登録 ・ログブックの新規作成、閲覧 ・簡易点検の記録 ・整備記録(定期点検、回収、充塡等)の記録 ・報告書(充塡量、回収量)の閲覧、出力、集計 ・行程管理票の作成 など

「点検技術業者」 … RaMS だけで使用する用語です。充填・回収はせず、点検のみ専門で行う業者 のことをいいます。法で定期点検・専門点検は「十分な知見を有する者が自ら実施するか、立ち会うこ と。」とされていますが、必ずしも都道府県に登録した第一種フロン類充填回収業者である必要はありま せん。例えば、工場等で自社(管理者)所有の機器の定期点検だけはその社員(十分な知見を有する者) が実施する場合等、「管理者」としての事業所登録とは別に、この「点検技術業者」登録もすると、RaMS のログブックに定期点検の記録ができます。(この場合「管理者」の「転記」機能を利用する方法もあり ます。)前述の「整備者」との違いは、RaMS における区別として、定期点検の記録ができる(点検技術業 者)か、定期点検の記録ができない(整備者)か、ということになります。

> <点検技術業者ができること> ・ログブックの閲覧 ・簡易点検の記録 ・回収、充塡を伴わない整備記録(定期点検、専門点検)の記録 など

「解体工事元請業者」 … 法で定める特定解体工事元請業者のことをいいます。

<解体工事元請業者ができること> ・事前確認結果説明書の作成、交付、保存 ・引取証明書の写しの交付先作成 など 「機器引取業者」 … 廃棄物・リサイクル業者のことで、法で定める第一種特定製品引取等実施者の ことをいいます。

> <機器引取業者ができること> ・引取証明書の写しの受け取り、保存 ・引取証明書の写しの回付 など

「破壊業者」 … 国の許可を受けた法で定めるフロン類破壊業者のことをいいます。

<破壊業者ができること>
・行程管理処理票(破壊証明書)の作成
・報告書(破壊量)の閲覧、出力、集計 など

「再生業者」 … 国の許可を受けた法で定める第一種フロン類再生業者のことをいいます。

<再生業者ができること> ・行程管理処理票(再生証明書)の作成 ・報告書(再生量)の閲覧、出力、集計 など

「省令 49 条業者」 … 「第一種フロン類充塡回収業者の引渡義務の例外」として、省令第 49 条第 1 項に定められた、都道府県知事が認めた業者のことをいいます(旧省令 7 条業者)。

> <省令 49 条業者ができること> ・行程管理処理票の作成 ・報告書の閲覧、出力、集計 など

「統括部署登録」 … RaMS だけで使用する用語です。「統括部署登録」には、管理者・廃棄者又は充 塡回収業者が登録できます。例えば、管理者として、全国にある各管理者(例えば、営業所、店舗等)の 機器管理データを、その営業所を束ねる地域の支社、更にはその支社を束ねる本社(法定管理者)でも閲 覧・集計・出力したい場合に、前述の支社及び本社は、この「統括部署登録」を行います。そして、管理 者の場合、「[1 階層目]営業所(Hで始まる数字9ケタ)⇔ [2 階層目]支社(Yで始まる数字9ケタ)⇔ [3 階層目]本社(Yで始まる数字9ケタ)」間を紐付けします。(この場合、3 階層になります。)「統括 部署登録」した事業所(Yで始まる数字9ケタの事業所のこと。ここでは支社と本社)は、あくまでデー タの閲覧・集計・出力のみが可能であり、点検の記録や承諾行為はできません。(支社や本社で承諾行為 等を行いたい場合は、別途管理者・廃棄者(Hで始まる数字9ケタの事業所)としても RaMS に登録が必 要。)「統括部署登録」については、下記の資料もご参照ください。

(参考資料)

- ・管理者のための簡単利用ガイド
- ・<u>サンプルデータの閲覧操作</u>
- ・取扱説明書 : 4-1 統括部署登録の方法

く統括部署登録でできること>

- ・ログブックの閲覧
 ・整備記録(定期点検、回収、充塡等)の閲覧
- ・簡易点検の閲覧
 ・行程管理票の閲覧
- ・報告書(算定漏えい量(管理者・廃棄者)/充塡量、回収量(充塡回収業者))の
 閲覧、出力、集計
- ・RaMS 利用料金の請求書による統括部署払い
- ・RaMS-ex による冷媒管理データの収集(管理者・廃棄者) など

Q2-3 RaMSの利用料金は、どれくらいかかるのですか。また、どのような支払方法に なりますか。

A2-3 まず、RaMSの利用に際してのすべての「事業所登録」は無料です。ご登録いただいた事業所 についての更新料もなく、又、事業所登録情報(住所やメールアドレス等)の変更料金は無料です。RaMS のご利用料金について、下記の資料をご覧ください。

(参考資料)

・取扱説明書 : <u>利用料金について</u>

お支払方法には「預け金(ポイント)方式(A方式)」「事業所宛請求書による支払方式(B方式)」「統 括部署(本社、支社等)宛請求書による支払方式(C方式)(※「管理者・廃棄者」、「充填回収業者」のみ選択可)」 の3種類があります。例えば「預け金(ポイント)方式(A方式)」の場合、「事業所登録」をしていただ きますと、各事業所に個別のインターネット銀行口座(三菱東京UFJ銀行)が割り当てられます(ログイ ン後のメインメニュー画面の一番上に表示)ので、そちらの口座に「預け金(1円=1ポイント)」として お振込いただき、その「預け金」からご利用に応じてポイントを引き落とすシステムとなります。「預け 金」はいくらからでも振り込むことができます。また、ご返金を希望される場合は、ご返金手数料500円 (500ポイント)を差し引き、いつでもご返金できます。なお、いずれの方式を選択してもご利用者様ご 自身で銀行口座等をご用意いただく必要はありませんが、銀行の振込手数料はご利用者負担となります。

(参考資料)

・<u>RaMS 支払方法について</u>

≪Q3. RaMSの事業所登録について≫

Q3-1 ログインパスワードはどうしたら手に入るのでしょうか。

(管理者、取次者、充填回収業者、点検技術業者、解体工事元請業者、機器引取業者の場合) A3-1 RaMSのログイン画面(<u>https://www.jreco.jp/</u>)にある「事業所登録」をクリックします。登 録の際に、IDとパスワードはご自分で4~8文字の英数半角で設定、登録することができます。以降は、 この IDとパスワードを使います。IDとパスワードは忘れないようにご注意ください。

(参考資料)

・RaMS 解説動画・操作動画「事業所登録の方法」

Q3-2 事業所登録、統括部署登録、破壊・再生業者登録、省令第49条業者登録は、有料ですか。 A3-2 いいえ、事業所登録は、すべて無料です。事業所登録情報の変更も無料です。又、事業所登録 に関する更新料もありません。管理者、取次者、充塡回収業者、点検技術業者、解体工事元請業者、機器 引取業者は「事業所登録」をクリックしていただき、「事業所情報 新規登録」画面で「登録業種」を選 択の上、ご登録ください。ご登録いただくと RaMS から個別の「事業者コード」が付与されますので、そ のコード番号を関係者間で交換し、お互いを特定する情報として使用することになります。

Q3-3 客先である管理者がRaMSを利用するか今のところ不明ですが、とりあえず充塡回収業者 登録をしておくことはできますか。

A3-3はい、基本的に関係者(管理者、充塡回収業者等)は各々RaMS に事業所登録をしていただく 必要はありますが、事業所登録に順番は特にありませんので、とりあえずご登録いただくことは問題あ りません。

Q3-4 事業所登録で、事業所名(会社名)の入力の際、前後にある(株)等は入力しなくても いいですか。(例えば「○○○○(株)△△△事業所」と入力したい場合等)

A3-4 はい、前後にある(株)等は、入力しなくても結構です。

Q3-5 管理者について、担当者のメールアドレスは複数登録できるのでしょうか。

A3-5 いいえ、事業所登録の際に、登録できるメールアドレスは1つとなります。但し、事業所登録 後に副ユーザー、準ユーザー登録でメールアドレスを登録すれば、副ユーザー、準ユーザーでもメールを 受信することができます。又、ログブック単位、冷媒充填・回収登録申請書単位で、メールアドレスをも うーつ追加登録することも可能です。ログブック単位で追加したい場合は、1表「1.第一種特定製品の管 理者・施設・製品情報」の E-mail「追加送信 E-Mail」欄に、ログブック一覧の「1表最新版」又は「複 数ログブックへの一括修正・登録」より追加してください。

(参考資料)

・取扱説明書

1 点検・整備記録簿における追加メールアドレスについて(複数の事業所を担当する場合)

- ・複数ログブックへの一括修正・登録機能について
- ・取扱説明書 : 6-9 ユーザー管理を利用した社内担当者の登録方法

Q3-6 充塡回収業者の事業所登録で「Email」と「Email(行程管理票記入者)」と2つありますが、 各々どのようなときにメールが送信されてくるのでしょうか。

A3-6 機器整備時の入力や登録に関するメールや JRECO からの情報提供メールは「Email」のメール アドレスに送信されます。一方、「Email(行程管理票記入者)」のメールアドレスは、例えば都道府県の ご担当者ごとにメールアドレスを設定することができ、機器廃棄時の行程管理票に関するメールが送信 されます。

Q3-7 ビル管理会社です。管理者(機器の所有者)から委託されて、機器の管理をしています。 ビル管理会社が「管理者」としてRaMSに登録してもいいのですか。

A3-7 国の発行する「フロン排出抑制法 Q&A(第6版) No. 15」では、管理者の定義として、「原則 として、当該製品の所有権を有する者(所有者)が管理者となります。」とあり、メンテナンス等の管 理業務を委託している場合は、当該委託を行った者が管理者に当たるということになります。冷媒充填 や回収の記録を RaMS に登録する際、充塡回収業者の承諾依頼を受けて承諾できるのは管理者(所有 者)のみであり、管理者の権限は代行できません。但し、ビル管理会社が管理者との正式な契約に基づ き、管理者に成り代わって RaMS の登録作業を代行することは可能です(管理者代行)。

Q3-8 事業所登録した内容(ログイン ID、パスワード、メールアドレス、事業所名、代表者名、 住所、電話番号等)を変更したいのですが、どうしたらよいですか。

A3-8 ログイン後、「メインメニュー」の「ログイン者登録情報」をクリックしていただき、変更し たい内容(項目)を変更してください。充塡回収業者で一覧表が表示された場合は、画面右端の「操作」 の「編集」をクリックしていただき、変更したい内容(項目)を変更してください。変更したら、画面下 の「確認画面」→次頁の「更新」で変更できます。「事業者コード」以外の項目は変更可能です。事業所 の登録情報の変更は無料です。(なお、副ユーザー、準ユーザーの登録情報は、「メインメニュー」の 「副ユーザー、準ユーザー登録」ボタンより変更してください。)

Q3-9 管理者です。RaMSを利用するにあたり、充填・回収業務を依頼している充塡回収業者が、 RaMSに事業所登録してくれません。どうしたらよいですか。

A3-9 RaMS をご利用の場合、基本的に関係者(管理者、充填回収業者等)各々が事業所登録をし ていただく必要があります。RaMS の利用は強制ではありませんが、充填回収業者も RaMS にご登録いた だくことで、管理者に充填・回収の都度「充填証明書」「回収証明書」を書面(紙)で発行する必要が なくなり、又、年間の充填量や回収量の集計も簡単に行える等のメリットがあり、手間を省き安価にご 利用いただけますので、ぜひ RaMS に事業所登録いただけますようお勧めください。

なお、やむを得ず機器整備時に紙で「充塡証明書」「回収証明書」「作業報告書」等を受け取った場合 には、管理者自身でログブック一覧の各ログブックの「転記」ボタンよりログブックに記録を登録する こともできます。(「転記」機能をご利用の場合、税抜 100 円/件が管理者に課金されます。)

(参考資料)

- ・<u>充塡回収業者のための簡単利用ガイド</u>
- <u>充塡回収業者のための RaMS 活用法</u>
- ・RaMS 解説動画・操作動画

Q3-10 RaMSに事業所登録している充塡回収業者を知りたい。

A3-10 RaMS ログイン画面の右にある「登録充塡回収業者一覧」のボタンをクリックしていただく と、現在 RaMS にご登録いただいている充塡回収業者の一覧が都道府県ごとにご覧いただけます。(公開 了承の事業所のみ)

Q3-11 事業者登録をしました。自分の会社の「事業者コード」は、どこで確認できますか。

A3-11 「事業所登録」をした際に RaMS から送信されるメールに貴事業所の「事業者コード」が記載されています。また、RaMS にログイン後、メインメニューにある「ログイン者登録情報(一覧)」をクリック(充塡回収業者で一覧表が表示される場合は、列右「操作」欄の「編集」をクリック)すると、事業所情報編集画面において「事業者コード」をご確認いただけます。

≪Q4.利用料金について≫

Q4-1 口座に振り込む(RaMSに預け金をする)に当たって、請求書の代わりになるような ものが欲しいのですが。 【A.預け金(ポイント)方式】

A4-1 RaMS の利用料金について、ログブック作成時を除き、1回の利用料金が少額(税抜 100 円) のため、「A.預け金(ポイント)方式」では、お預けいただいた金額(1円=1ポイント)からご利用の都 度、ご利用料金(ポイント)を引き落とす方式となっています。お預かりしている金額のため、「請求書」 を発行することはできないのですが、経理上必要な場合、請求書の代わりとして「システム利用預け金振 込依頼書」という文書をJRECOより発行させていただきます(原則メールにて PDF データで送付)。ご希 望の場合は、お手数ですが、①宛名(会社名等)②お振込予定金額(預け金予定金額)を、メールにてご 連絡ください。(JRECO お問い合わせページ : <u>https://www.jreco.jp/contact</u>)

Q4-2 経理処理上、預け金について証明書が欲しいのですが。 【A. 預け金(ポイント)方式】

▲ 4 - 2 「A.預け金(ポイント)方式」について、すでに口座にお振込いただいた預け金については、
 経理上必要であれば、「デポジット入金確認及び残高預かり証」という文書を、JRECO より発行させていただきます(原則メールにて PDF データで送付)。ご希望の場合は、お手数ですが、①宛名(会社名等)
 ②RaMS における事業者コード ③いつ時点の残高をご希望(年月日) ④その他(お振込金額、お振込日時等) を、メールにてご連絡ください。

(JRECO お問い合わせページ : <u>https://www.jreco.jp/contact</u>)

Q4-3 RaMSに振込した預け金(ポイント)について、今回「デポジット入金確認及び残高 預かり証」を発行してもらいましたが、今後預け金(振込)するたびに連絡しないように、 RaMSで対応できませんか。 【A.預け金(ポイント)方式】

▲ 4 − 3 「デポジット入金確認及び残高預かり証」をご希望の場合、申し訳ございませんが、その都度、
 ①宛名(会社名等)②RaMSにおける事業者コード ③いつ時点の残高をご希望(年月日) ④その他(お振込金額、お振込日時等) を、メールにてご連絡ください。

(JRECO お問い合わせページ:<u>https://www.jreco.jp/contact</u>)

Q4-4 RaMS利用に関して、管理者の費用負担はどれくらいになるのでしょうか。

(あまりお金を掛けたくありません。初期投資費用を少なくしたい。)

A 4 – 4 管理者(機器の所有者)の立場として、例えば、RaMS にログブックを作成する場合で考える と、最初の「機器管理番号の取得」から日頃の「定期点検・専門点検の記録」、「充塡・回収作業の記録」 等の点検整備記録まで、すべてを充塡回収業者にお願いしてしまえば、管理者は承諾行為を行うだけで、 直接的に利用料金を支払うことは、ほぼありません。充塡回収業者は、メンテナンス契約や作業費用の請求の際に、その分を上乗せして管理者に請求することになります。仮に、最初の「機器管理番号の取得」 は管理者が直接費用を負担して取得し充塡回収業者に配った場合でも、初期費用はかかりますが、ラン ニング費用は充塡回収業者から引き落とされるので管理者はほとんどかかりません。管理者が管理する 機器(第一種特定製品)の台数、RaMS にログブックを作成するかしないか等により、RaMS の利用形態を ご検討ください。

(参考資料)

取扱説明書 : <u>利用料金について</u>

Q4-5 利用料金の精算方法について、「預け金」としての処理が社内の経理的に難しい。

どうすればよいでしょうか。

A4-5 ご利用料金について RaMS では3種類のお支払い方式をご用意しています。「A. 預け金(ポイント)方式」が社内的に難しい場合は、「B. 事業所宛請求書による支払方式」又は「C. 統括部署(本社、支社等)宛請求書による支払方式(※「管理者・廃棄者」、「充塡回収業者」のみ選択可)」の選択をご検討ください。但し、請求書によるお支払方式(B又はC方式)を選択した場合、「A. 預け金(ポイント)方式」に変更することはできませんので、十分ご検討の上、お支払い方式をお決めください。

(参考資料)

・<u>RaMS 支払方法について</u>

Q4-6 「A.預け金(ポイント)方式」で預け金をする際、最低預け金額の設定はありますか。

【A. 預け金(ポイント)方式】

A4-6 特にありませんが、その都度振込をすると振込手数料もかかってしまいますので、ご利用が 想定される分の金額をあらかじめお振込いただいた方がよいかもしれません。なお、お預けいただいた 預け金は、返金手数料 500 円を差し引かせていただいた上で、ご指定の口座にいつでもご返金すること ができます。

Q4-7「A. 預け金(ポイント)方式」について、口座に振り込んだ後、いつからRaMSの利用が
可能になりますか。【A. 預け金(ポイント)方式】

A4-7 お振込いただきました金額を1日2回、午前10時と午後4時に RaMSの「利用可能ポイント」 に、1円=1ポイントとして反映させていただきます。「利用可能ポイント」に、お振込いただきました金 額が加算されていることをご確認ください。

Q4-8 RaMS利用料金の引き落とし(ポイント引き落とし)の仕組みを知りたい。 【A.預け金(ポイント)方式】

A4-8 「A. 預け金(ポイント)方式」について、はじめに「事業所登録」をしていただきますと各事 業所に個別のインターネット銀行口座が割り当てられます。銀行口座はログイン後のメインメニューの さらに上に表示されている「指定口座」をクリックしていただくと確認できます。その口座に預け金とし てあらかじめお振込(入金)いただきます。お預けいただいた金額(1円=1ポイント)からご利用の都 度、ご利用いただいた分の料金(ポイント)を引き落とす方式となっています。ご利用された料金の履歴 は「ポイント履歴」よりご確認いただけます。なお、ご返金を希望される場合は、ご返金手数料 500 円 (500 ポイント)を差し引き、いつでもご返金できます。

Q4-9 管理者ですが、機器の整備記録の際、利用料金は管理者が支払うことになるのでしょうか。 また、定期点検の記録も管理者に利用料金が発生するのでしょうか。

A4-9 いいえ、定期点検・専門点検については、充塡回収業者又は点検技術業者が2表の「2. 漏洩点 検・整備、回収・充塡記録」に点検整備記録を入力し、管理者に「承諾依頼」をする時に、充塡回収業者 又は点検技術業者に利用料金が課金されることになります。充塡・回収の記録については、充塡回収業者 が2表の「2. 漏洩点検・整備、回収・充塡記録」に充塡量、回収量を入力し、管理者に「承諾依頼」をす る時に、充塡回収業者に課金されることになります。通常、管理者は2表の「2. 漏洩点検・整備、回収・ 充塡記録」には入力できませんので、管理者に利用料金が課金されることはありません。(但し、管理者 がログブックを自ら自動採番で新規作成した場合や、管理者が「転記」機能を利用した場合は、管理者に 課金されます。)

Q4-10 更新料とは、どのようなものですか。更新料の発生するタイミングは?支払いは管理者が 支払うのでしょうか。

A4-10 RaMS にログブックを作成している場合、1年ごとに更新料(税抜100円/台)がかかります。 ログブックを新規に作成した場合は新規作成(「管理者」が作成した場合、1表を「登録」した時点。「充 塡回収業者」が作成した場合、2表まで記入し「承諾依頼」した時点。)した日から1年後に更新料が発 生します。但し、1年を過ぎている場合は当該機器(ログブック)について点検整備記録を新たなデータ を入力(税抜100円/件)した時点で更新料(税抜100円/台)が発生します。(例えば、2年を過ぎた時 点で新たなデータを入力したとしても、更新料は税抜100円/台となります。更新料100円×2年分=200 円かかるということではありません。) 基本的に、ログブックの新規作成時又は前回の更新時より1年 を過ぎた機器(ログブック)について、充塡回収業者等が点検整備記録を新たに登録する際に、更新料も 同時に充塡回収業者等に課金されることになると思われますが、1年を過ぎた機器(ログブック)につい て、管理者が「簡易点検(簡易点検の記録自体の登録は無料)」を行う際に簡易点検のデータ登録をしよ うとすると更新料が管理者に課金されることになります。(ログブック更新後でないと新たな簡易点検の 記録ができません。)

Q4-11 例えば、「定期点検」、「修理」、「充塡」をそれぞれ別の業者が実施・データ入力した場合は、 300円(税抜)の利用料金が発生するのでしょうか。

A 4 – 1 1 はい、RaMS に事業所登録している別々の「充塡回収業者」や「点検技術業者」が、それぞ れの作業結果をご入力いただいた場合は、各「充塡回収業者」又は「点検技術業者」に各 100 円(税抜) 分ずつ、課金されます。(合計で 300 円(税抜)分) 逆に、1 業者(1 社)で、「定期点検・修理・充塡」 を1回で入力してしまえば、100 円(税抜)のみの利用料金となります。 Q4-12 利用料金は、簡易点検のみの機器でも定期点検の対象機器でも同じ料金が掛かりますか。 A4-12 はい、RaMS におけるログブックの新規作成費用、1年後の更新料、及び専門点検や充塡量・ 回収量の登録は、簡易点検のみの機器でも、定期点検の対象機器でも同額掛かります。簡易点検の記録の 登録については登録(入力)は無料ですが、定期点検の記録の登録については1回税抜100円の利用料 金(登録料金)が掛かります。(通常、充塡回収業者又は点検技術業者に課金されます。)

Q4-13 利用料金の履歴が見たいのですが。

A4-13 「A. 預け金(ポイント)方式」の場合、ログイン後のメインメニュー画面の最上部にある「ポ イント履歴」をクリックしていただくと、これまでのポイントの履歴(ご利用状況)がご覧いただけます。 「B. 事業所宛請求書による支払方式」「C. 統括部署(本社、支社等)宛請求書による支払方式」の場合は、 「利用実績」をクリックしてください。日時や内容、機器の詳細、利用ポイントが確認いただけます。

Q4-14 請求書を再発行してほしい。請求書の内訳が知りたい。

【B. 事業所宛請求書による支払方式、C. 統括部署(本社、支社等)宛請求書による支払方式】 A 4 - 1 4 まだお支払い(お振込み)の済んでいない請求書について、請求書の再発行を希望する場合 は、RaMS ログイン後にメインメニュー画面の上部に表示されている 請求書又は未入金(不足金)通知を クリックしていただき、次に表示された画面で「閲覧する請求書、通知等の発行日」からご希望の請求書 を選択し「請求書閲覧」をクリックすると PDF がダウンロードできます。また、「請求内訳閲覧」をクリ ックすると、その請求書の内訳が表示されます。

≪Q5. ログブックについて、充塡・回収登録について≫

Q5-1 機器管理番号/製造番号/系統/その他

Q5-1-1 ログブックとは、何ですか。

A5-1-1 ログブックとは、機器(第一種特定製品)の「点検・整備記録簿」のことをいいます。様 式は自由ですが、管理者は機器の大きさに関係なく、管理する機器ごとにログブック(点検・整備記録簿) を作成し、当該機器を廃棄するまで保存する必要があります。(点検整備記録簿に記録すべき事項につい ては、管理者の運用の手引き P.41~42 表 23 に記載) RaMS に、このログブック(点検・整備記録簿) を作成することができます。

5-1-2 ログブックで使用される機器管理番号は、どのように決めればよいのですか。

A5-1-2 RaMS で使用する機器管理番号は、ログブックを新規作成する際に RaMS より自動的に付番 されます(自動採番の場合)。又、シールで購入される場合はシールに印字してあります。よって、管理 者等で決めていただく必要はありません。機器管理番号は、数字とアルファベットの混在したランダム な12字「〇〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇」(4字+4字+4字の計12字)となります。

Q5-1-3 銘板がなく、製造番号がわからない場合は、どうしたらよいですか。

A5-1-3 古い機器で銘版がなかったり、銘版の文字が読めない等により製造番号がわからない場

合は、RaMS ログブックの1表「1.第一種特定製品の管理者・施設・製品情報」の「使用機器」の「製造 番号」の欄には、当該機器を特定できる個別の情報(事業所で決めている管理番号等)をご入力ください。

Q5-1-4 室外機は2台あり、冷媒系統は同じ(つながっている)なのですが、この場合、機器は 1台で登録するのか、2台で登録するのでしょうか。

A5-1-4 ひとつの製品として、同じ種類の冷媒が同じ(ひとつの)冷媒系統でつながって使用して いる場合は、室外機が2台であっても、機器の登録は1台としてお考えいただいて結構です。その場合、 電動機の定格出力や冷媒量は2台分の合算となります。又、2つの冷媒を使った二元系冷凍機の場合は、 ひとつの製品であっても、使用機器登録では、1台につき冷媒種類は1種類しか登録できませんので、 別々(2台分として)にご登録いただくことになります。

Q5-2 整備者/取次者

Q5-2-1 「整備者あり・なし」とありますが、整備者とは何ですか。(何を意味しているのですか。) A5-2-1 「整備者」とは、充塡回収業者として登録していない設備業者等です。整備者が機器の 保守・点検作業を実施した結果、冷媒回収や充塡が必要と判明して整備者から充塡回収業者に作業を依 頼した場合に「整備者あり」を選択して、整備者情報を入力していただきます。これは、充塡・回収登 録には直接影響はないのですが、整備者からの依頼である場合はその情報を充塡回収業者の帳簿(記 録)へ記載することと、破壊証明書・再生証明書の回付が法的に求められることによります。

Q5-2-2 管理者からの依頼があり、取次者で事業所登録・ログインしたが、「ログブック新規作成」 のボタンがない。どうすればよいですか。

A5-2-2 ログブックを新規で作成できるのは、「管理者」又は「充塡回収業者」のいずれかとなり ます。「取次者」のログイン後のメインメニュー画面に「ログブック新規作成」のボタンはありません。 「取次者」で事業所登録した場合、ログブックを作成したりログブックに点検整備記録をデータ入力す ることはできません。「管理者」又は「充塡回収業者」にログブックの作成を依頼してください。

Q5-3 初期充塡量/追加充塡量/戻し充塡量/記録

Q5-3-1 「出荷時初期充塡量」と「設置時追加充塡量」とは、何ですか。いつ、だれが入力するの ですか。

A5-3-1 「出荷時初期充填量」とは、機器メーカーが工場出荷時にあらかじめ当該機器に充填して あったフロン類の充填量のことです。又、「設置時追加充填量」とは、当該機器の設置工事をした際に、 冷媒配管施工等を行なった充填回収業者が現場で追加的に充填したフロン類の充填量のことです。当該 機器にどれくらいのフロン類が充填されているのかを管理者に把握いただくため、ログブックの基本的 な記載事項として定められています。RaMS では、「出荷時初期充填量」は1表「1.第一種特定製品の管理 者・施設・製品情報」にあり、ログブック新規作成時に、管理者又は充填回収業者が入力します。「設置 時追加充填量」は2表「2.漏洩点検・整備、回収・充填記録」にあり、最初の点検・整備区分として充填 回収業者が入力します。(管理者が「転記」機能を使って入力することも可能です。なお、この2表「設 置時追加充填量」の登録料金までは、ログブック新規作成料金に含まれています。)「設置時追加充填量」 の登録は、充塡回収業者がはじめて点検整備記録を登録するときに同時に登録いただいても構いません。

Q5-3-2 「出荷時初期充塡量」「設置時追加充塡量」は算定漏えい量計算に含まれますか。

A5-3-2 いいえ、「出荷時初期充填量」と「設置時追加充填量」は、算定漏えい量の計算には含み ません。算定漏えい量は、あくまで機器設置後の機器整備時の「充填量」と「回収量」の差より、算出し ます。

Q5-3-3 「出荷時初期充填量」、「設置時追加充填量」が不明です。どうすればいいですか。 A5-3-3 機器の銘板や取扱説明書等で確認いただくか、機器メーカーにお問い合わせください。 それでも不明な場合は、下記の資料等をご参考にしていただき、推定量をご入力ください。

(参考資料)

・取扱説明書 : <u>3-5 初期冷媒充てん量について</u>

Q5-3-4 「戻し充塡量」、「追加充塡量」とは、何ですか。

A5-3-4 「戻し充填量」とは、当該機器に充填されていた冷媒を整備のため一旦回収し(「回収量」の欄に入力)、整備後その回収した冷媒を当該機器に戻し入れた(充填した)量のことをいいます。又、「追加充填量」とは、当該機器から回収した冷媒ではなく、新品等の冷媒を新規で追加充填した量のことをいいます。

Q5-3-5 管理者です。充塡回収業者から紙で「充塡証明書」が交付されたが、この充塡量を RaMSに反映させることはできますか。

A5-3-5 はい、機器の整備時に充塡回収業者から書面(紙)によって交付された証明書について、 管理者自身でログブックに転記することができます。ログブック一覧で操作欄の「転記」をクリックして 2表に入力します。但しこの場合、登録料金は管理者に課金されることになります。

Q5-3-6 充塡回収業者です。管理者から「機器管理番号」を渡され、点検・整備記録簿(ログブッ ク)に充塡記録を登録するように言われたのですが、具体的にどうすればよいのですか。

A5-3-6 ログイン後、メインメニューにある「点検・整備記録簿(ログブック)」の「ログブック 新規作成・追加登録」をクリックし、次の画面で「管理番号入力」をクリックすると、「機器管理番号を 入力してください。」と表示されますので、機器管理番号をご入力いただき、「開く」をクリックしてくだ さい。すると、ログブックが開きます。

詳しくは、下記の取扱説明書 3-4 他資料をご参考になさってください。

(参考資料)

・取扱説明書 : 3-4 充塡回収業者がシールを購入してログブックを作成する方法

・RaMS 解説動画・操作動画「ログブックの作成」

Q5-3-7 充塡回収業者です。管理者から「機器管理番号」を渡され、点検・整備記録簿(ログブッ ク)を作成するように言われました。今回作業した整備記録(例えば充塡量の登録)の データ登録を行いたいのですが、「2.漏洩点検・整備、回収・充塡記録」の「点検・整備 区分」のところに「設置時追加充塡量」しか表示されず、今回作業した整備記録の登録が できません。どうしたらよいのですか。

A5-3-7 充填回収業者が、RaMS にログブックを新規で作成していただく際には、まずはじめに当 該機器設置時の情報登録をしていただきます。設置から長時間が経過していて当時の記録が残っていな い場合は推定値で結構ですのでご記入ください。設置当時は別の業者が担当していたとしても代行入力 で結構です。2表の「点検・整備区分」は最初は必ず設置当時の「設置時追加充填量」を入力していただ きます。(設置時に追加充填がなかった場合は、「0(ゼロ)kg」と入力してください。)そして「確認画面 へ」→「承諾依頼」していただいた後、機器一覧表から当該機器をもう一度選択してログブック画面を表 示していただければ、設置時以降の整備記録(定期点検、充填・回収等)の登録が「2.漏洩点検・整備、 回収・充填記録」の「点検・整備区分」から選択・入力できるようになります。

Q5-3-8 充塡回収業者です。整備のため、一旦機器から冷媒を回収(10kg)し、整備後ふたたび 回収した冷媒の一部(7kg)を充塡しました。さらに追加して新しい冷媒(5kg)を充塡 しました。この場合、ログブックにはどのようにデータを入力したらよろしいですか。

A5-3-8 この場合は、2表の「回収量 kg」の欄に「10」kg、「戻し充填量 kg」の欄に「7」kg、「追 加充填量 kg」の欄に「5」kg、とご入力ください。なお、回収量 10 kgのうち、戻し充填した 7 kgを除い た3kgについて、破壊又は再生又は省令 49 条業者に引渡す等の場合は、「破壊・再生・保管量 kg」のと ころの「行程管理票を作成する」にチェックを入れると、メインメニューの「行程管理票一覧」に「機器 整備/修理」として伝票が自動作成され、F 票から電子的に破壊等の処理依頼を発信することもできます。

Q5-4 回収量/破壊量/再生量

Q5-4-1 充塡回収業者です。整備で回収した冷媒を破壊するのですが、ログブックの2表 「2. 漏洩点検・整備、回収・充塡記録」の「破壊・再生・保管量 kg」の欄に「レ 行程管理 票を作成する」と表示されました。機器の整備時に回収した冷媒についても、行程管理票 を作成する必要がありますか。

A5-4-1 いいえ、フロン排出抑制法では、行程管理票(行程管理制度)は機器の廃棄時に必要なも のであり、機器の整備時に回収したフロン類を破壊する場合は必ずしも交付する(作成する)必要はあり ません。(機器の整備時に行程管理票を作成することは任意です。)RaMSのログブックでは、「行程管理票 を作成する」にチェックを入れて行程管理票を作成すれば、最終的な再生・破壊業者の「再生・破壊証明 書(Z票)の交付」まで、電子的に行うことができます。充塡回収業者の整備時回収の記録・報告データ として集計もされますので作成を推奨します。なお、この機器整備時の点検整備記録と同時に作成する 行程管理票についての行程管理票作成料金は無料です。(初期設定(デフォルト)では「行程管理票を作 成する」にチェックが入っています。行程管理票を作成しない場合はチェックを外してください。) (参考資料)

・取扱説明書 : 6-10 整備に伴って発生した廃棄冷媒の処理のために行程管理票を作成する方法

・破壊業者や再生業者が RaMS に事業所登録していない場合の処理方法

Q5-4-2 ① 廃棄時の回収量をログブックに記録してもよいですか。

(関連:廃棄時の回収量は、算定漏えい量計算には含まれますか。)

- ② 廃棄時の回収量を入力する必要はありますか。
- ③ 機器を廃棄する時、ログブックはどうすればよいのですか。

A5-4-2 ① RaMS において、機器廃棄時の回収量はログブックに記録しないでください。(<u>※機器</u> <u>廃棄時の回収作業、回収量については、RaMS のログブックには何も記録しないこと。</u>) ログブックに記 録しますと、算定漏えい量計算に用いる「回収量」としてカウントされてしまいますので、機器廃棄時の 回収量はログブックには記録しません。(→ 算定漏えい量計算に機器廃棄時の回収量は含みません。)

② 機器廃棄時の回収量は「行程管理票」に記入します。機器の廃棄時は「メインメニュー」の「機器の 廃棄時」にある「行程管理票作成」から、行程管理票を作成してください。

③ 機器廃棄の場合、当該機器のログブックについては「閉鎖」をする必要があります。閉鎖の方法は次の2通りとなります。(1)メインメニューの「行程管理票作成」をクリックし作成方法の「電子モード」を選択いただくと、「A票:回収依頼書(委託確認書)」の右上に「機器管理番号」を入力する欄(1台の場合は「機器管理番号」、複数台の場合は「ログブック一覧から機器を選択」)がありますので、そちらに当該廃棄する機器の機器管理番号を入力すると、E票発行とともに自動的に「閉鎖」となります。(2)「管理者」がログインして、ログブック一覧(点検・整備記録簿機器一覧)の当該機器の行、右端「操作」の「閉鎖」をクリックし、表示画面で「閉鎖理由」をご記入の上、閉鎖してください。(この場合、「閉鎖」処理が可能なのは「管理者」のみです。「充塡回収業者」等では閉鎖はできません。) 一度ログブックを閉鎖しますと、そのログブックに記録等はできなくなり、復活は不可(上記(2)の場合)となりますの

であらかじめご了解ください。

Q5-5 定期点検/簡易点検

Q5-5-1 簡易点検のデータ入力は可能ですか。又、「簡易点検」の結果は、誰が入力できますか。 A5-5-1 はい、可能です。RaMS でログブックを作成した場合、「管理者」、「充塡回収業者」、「取次 者」、「点検技術業者」であれば、簡易点検の結果をご登録いただけます。ログブックの一覧(点検・整備 記録簿機器一覧)の当該機器の行、右端「操作」の「簡易点検」をクリックしてください。簡易点検結果 の登録は無料です。

Q5-5-2 簡易点検のデータ入力について、例えば数百台分、一括で入力することはできますか。

A5-5-2 はい、最大 30 台までなら一括で入力することができます。

基本的には各機器のログブックの簡易点検のフォームにご入力いただくことになります。但し、「管理者」 及び「充塡回収業者」についてはログブック一覧画面にある「複数ログブックへの一括修正・登録」又は 「複数簡易点検記録一括登録」ボタンより、同じフォーマット毎に同内容の記録を最大 30 台まで一括で 入力することができます。

Q5-5-3 簡易点検の記録フォームはどのようなものですか。(具体的に)

A5-5-3 簡易点検フォーマットとして、次の5つから選択できます。(フォーマットは、デフォル トでログブック1表の機器の「分類」と連動して自動表示されます。)

【「ビル用マルチエアコン・店舗用パッケージエアコン」、「大型冷凍機」、「ショーケース・業務用冷凍冷 蔵庫」、「冷凍冷蔵倉庫」、「その他」】 「その他」を選択した場合は、点検項目(内容)を自由に設定 することが可能です。

(参考資料)

・取扱説明書 : <u>3 簡易点検記録簿の作成</u>

Q5-5-4 「定期点検」「専門点検」の結果は、誰が入力できますか。

A5-5-4 「充塡回収業者」又は「点検技術業者」であれば、定期点検、専門点検の結果をご登録い ただけます。ログブックの一覧(点検・整備記録簿機器一覧)の当該機器の行、右端「操作」の「登録・ 修正」をクリックしてください。定期点検、専門点検結果の登録は、登録料として税抜100円/回がかか り、「充塡回収業者」又は「点検技術業者」に課金されます。なお、管理者がログブックの「転記」機能 を使えば、管理者自身で登録することも可能です。但し、この場合は管理者に課金されることになりま す。

Q5-5-5-5 ログブックの2表「2. 漏洩点検・整備、回収・充塡記録」の「点検内容」にある「システム漏えい試験」「間接法」「直接法」等、はどのような内容ですか。

A5-5-5 ログブックの2表「2.漏洩点検・整備、回収・充塡記録」の「点検内容」の選択項目について、下記のような内容となります。なお、詳しくは、日設連発行の「業務用冷凍空調機器フルオロカーボン漏えい点検・修理ガイドライン : JRC GL-01」をご覧ください。

システム漏えい試験

… 冷凍空調機器の設置、整備、移設時に必要に応じて行う漏えい試験であって、窒素ガスによる 加圧漏えい試験、気密試験、真空試験の総称。

目視外観点検(システム漏えい点検)

・・・・間接法、又は直接法による漏えい点検に先立って行う目視、聴覚による冷媒系統全体の外観漏れ 点検。

間接法

運転診断による点検であって、運転中の各部の状態値(温度、圧力、電流、電圧等)から、
 漏れの有無を判断する。(チェックシートを用いて、稼働中の機器の運転値が日常値と
 ずれていないか確認し、漏れの有無を診断する。)

直接法

… 漏えい個所を特定するための点検であって、発泡液、電子ガス検知装置、蛍光剤による検知の いずれかによる。 (参考資料)

・日設連ホームページ :

<u>業務用冷凍空調機器フルオロカーボン 漏えい点検修理ガイドライン(JRC GL-01)</u>

Q5-5-6 定期点検は、充塡回収業者でない業者に作業をお願いしています。充塡回収業者でない 業者が定期点検をした場合、定期点検のデータ記録はできますか。

A5-5-6 「事業所登録」のひとつに、「点検技術業者」という登録業種があります。この「点検技 術業者」とは、「充塡回収業登録はしていないが、点検について十分な知見を有する者の資格保有者がい る整備事業者」のことで、充塡回収業者でない者が定期点検をする場合は、「点検技術業者」登録をして いただければ定期点検の作業入力ができるようになります。ちなみにその際の利用料金は「点検技術業 者」に課金されることになります。

Q5-6 機器の更新/移設・移管/業者変更

Q5-6-1 機器の更新工事の場合(現在の機器を廃棄して新しい機器を設置)、RaMSではどの ように処理すればよいのですか。

A5-6-1 廃棄する機器については「メインメニュー」の「機器の廃棄時」にある「行程管理票作成」 から、行程管理票を作成してください。なお、ログブックには廃棄時の回収量は記録しません。 又、ロ グブックは閉鎖する必要がありますが、行程管理票A票の右上の「機器管理番号」又は「ログブック一覧 から機器を選択」から機器管理番号を入力してA票を起票すると、E票の交付と同時に、ログブックは 「閉鎖」となります。さらに、フロン回収後の廃棄機器を機器引取業者に引渡す際には、E票(写)を事 前に交付してください。新しい機器については、新たに RaMSの「機器管理番号」を取得していただいて、 新たにログブックを作成することになります。

(参考資料)

- ・取扱説明書 : <u>8-3 充塡回収業者がログブックから選択して行程管理票を作成する方法</u>
- ・取扱説明書 : <u>8-4 管理者がログブックから選択して行程管理票を作成~E 票(写)を交付</u>
- ・取扱説明書 : 10-1 充塡回収業者が機器管理番号を入力して行程管理票を作成する方法
- ・その他のケース等は<u>取扱説明書</u>をご参照ください。

Q5-6-2 社内で機器(1台~数台)を別の部署に移管する(施設管理者が変わる)場合、 ログブックはどうなりますか。

別の法人に、機器を売却・譲渡する場合、ログブックはどうなりますか。

A5-6-2 移管先や譲渡先の管理者が RaMS の事業所登録をしていれば、電子的にログブックを移管 することができます。管理者が RaMS にログイン後、「ログブック一覧」の操作欄にある「1 表最新版」を クリックして、1 表左下にある「施設管理者を変更する」ボタンをクリック、移管先の管理者情報、変更 パターン(移管先は「同一法人」か「別法人」か、移設は「なし」か「あり」かを選択)等を入力後、移 管先の新しい管理者が移管を承諾すれば移管は完了となります。(移管を承諾する際に新しい管理者に税 抜 100 円が課金されます。) この機能を利用した場合、新しい管理者は前の管理者が管理していた当時の 点検整備記録も RaMS で閲覧することができるので、前の管理者は別途ログブックを CSV データ又は紙 (印刷) で出力して新しい管理者に手渡す必要はありません。

なお、別法人に機器を売却・譲渡する場合等で、この機能を利用しない場合は、前の管理者が作成したロ グブックは前の管理者自身により一旦「閉鎖」していただくことになります。「閉鎖」した当該機器のロ グブックは、売却元(前の管理者)の責務として売却先(新しい管理者)に引き渡す必要がありますので、 RaMS から CSV データ又は紙(印刷)で出力し新しい管理者に引き渡します。新しい管理者は、当該機器 について新たに RaMS の「機器管理番号」を取得していただいて、新たにログブックを作成することにな ります。

(参考資料)

取扱説明書: 6-16 RaMS ログブック施設管理者変更

Q5-6-3 管理者です。RaMSでログブックを作成していますが、これまで充填・回収作業を お願いしていた以前の充塡回収業者から、別の新しい充塡回収業者に変えました。 点検整備記録はどのように入力したらよいでしょうか。

A5-6-3 RaMS における当該機器のログブックの「機器管理番号」を新しい充塡回収業者にお伝え ください。新しい充塡回収業者は、最初、ログイン後メインメニューの「ログブック新規作成・追加登録」 をクリックし、表示画面の「管理番号入力」をクリックします。表示される機器管理番号入力欄に当該機 器の機器管理番号をご入力ください。すると、ログブックが開かれますので、点検整備記録が入力できる ようになります。2回目以降は、ログブック一覧から選択できるようになります。

Q5-6-4 管理者です。RaMSでログブックを作成していますが、これまで充填・回収作業を お願いしていた以前の充塡回収業者から、別の新しい充塡回収業者に変えました。 今後、ログブックの新しい整備記録を以前の充塡回収業者に見られたくないのですが、 どうしたらよいでしょうか。

A5-6-4 当該機器の「管理者」がログインし、メインメニューの「ログブック一覧」から当該機器 を選び、行の右の「操作」の「パス設定」をクリックします。すると、「パスワードを設定してください。」 と表示されますので、パスワードを設定し「設定」をクリックします。これで、当該機器のログブックに はパスワードが設定されましたので、新しい充塡回収業者にパスワードを連絡します。新しい充塡回収 業者はログブックを開く際、パスワードの入力が RaMS より要求されますので、パスワードを入力の上、 ログブックを開きます。パスワードを設定すると、以前の充塡回収業者はログブックを開くことができ なくなります。

(参考資料)

・取扱説明書 : <u>6-12 点検・整備記録簿の閉鎖とパス設定</u>

Q5-7 情報処理センター

- Q5-7-1 RaMSのログブックに整備記録として充塡量や回収量を登録した場合、充塡量・回収 量はセンターに登録されますか。
- A5-7-1 はい。国指定のセンターに登録されます。

Q5-7-2 RaMSにログブックを作成せず、国が指定する情報処理センター機能のみを利用した いのですが、どうすればよいですか。

A5-7-2 RaMS にログブックを作成しないで、国が指定する情報処理センター機能のみ(書面による「充塡証明書」「回収証明書」の交付が免除となる、充塡量・回収量データの情報処理センターへの登録のみ)を利用する場合は、整備時における充塡又は回収作業の都度、充塡回収業者がログイン後、メインメニューの「情報処理センターに登録」の「JRECO のログブックは利用しない」の「充塡・回収登録申請書」の「申請書作成」(緑色のボタン)をクリックして、充塡・回収データの入力を行います。充塡回収業者がデータを入力すると、メールで管理者(事前に「管理者・廃棄者」で RaMS に事業所登録していること。)に連絡され、管理者が充塡・回収データを確認し承諾するとセンターに登録されます。(法では作業後 20 日以内に登録することとされています。)なお、情報処理センター機能のみを利用される場合は、別途管理者が自ら機器の点検・整備記録簿(ログブック)を作成する必要があります。

(参考資料)

- ・
 情報処理センターの
 簡単利用ガイド
- ・取扱説明書 : <u>A-1 情報処理センターの利用方法</u>
- ・取扱説明書 : <u>A-2 情報処理センターへ直接データを登録する方法</u>
- ・取扱説明書 : <u>6-8 算定漏えい量の集計方法(ログブックを利用しないで、センターへ登録する方法)</u>

Q5-8 データ作成/報告書作成

Q5-8-1 管理者の報告書作成・閲覧では、ログブックのデータと充填・回収記録の両方のデータ が、すべて反映・集計・出力されますか。

A5-8-1 はい、同じ管理者(同じ事業者コード)のデータは、すべて合算して反映・集計・出力されることになります。

Q5-8-2 充塡回収業者のログブック画面の最下部右に表示されている「一時保存」とは何ですか。

A5-8-2 ログブックに記録した内容について、管理者に承諾依頼をする前に記録(入力)したデー タを「一時保存」したい場合にクリックします。(「一時保存」をした時点ではまだ料金は発生しません。) 「一時保存」をすると、ログブックの一覧(点検・整備記録簿機器一覧)の「状態」のところに赤字で「(一 時保存)」と表示されます。

Q5-8-3 ログブックの4表「4. 点検・整備、充塡・回収履歴」の「再発行」、「破棄」とは何ですか。

A5-8-3 ログブックの4表「4. 点検・整備、充塡・回収履歴」の各伝票の右「操作」欄にある「再

発行」とは、ログブックに記録したデータを修正して管理者に再発行したい場合(改めて承諾依頼をする 場合)にクリックします。「再発行」を使用すると、元の伝票は破棄となり再発行した伝票のデータが管 理者の承認後登録されます(一連の履歴は残ります。)。管理者の承認後に「再発行」した場合は、再度料 金(税抜100円)が発生します。又、「破棄」とは、一度登録した記録データ(伝票)を破棄したい場合 (修正して再発行するのではなく、ただ破棄する場合)にクリックします(履歴には残ります。)。なお、 「再発行」「破棄」をすると関係者にメールでその旨が通知されます。

(参考資料)

- ・取扱説明書 : <u>5-6 充塡回収業者が過去の伝票(4表)を破棄する方法</u>
- 取扱説明書 : <u>5-7 過去の伝票を充塡回収業者が修正する方法〈再発行〉</u>

Q5-8-4 ログブックの点検整備記録について、管理者が承諾した後でも充塡回収業者でデータの 修正はできますか。

A5-8-4 管理者が承諾した後、充塡回収業者によるデータの修正は可能ですが、伝票を「再発行」 処理する時に再度料金(税抜100円)が発生します。具体的には、当該機器のログブックの4表「4.点 検・整備、充塡・回収履歴」にある修正したい伝票の行の右にある「操作」欄の「再発行」をクリックし、 表示画面の最下部の「再発行」をクリックします。関係者に再発行する旨のメールが発信され、一度その 伝票は削除となり、「状態」が「再発行による破棄」と赤字で表示されます。正しい内容にデータを修正 し「承諾依頼」をすると、「状態」が青字「再発行後の登録」→赤字「承認待ち」に変わります。新しい 伝票番号の下に破棄した伝票番号がカッコ書きで表示されます。管理者が承諾をすると「完了」となりま す。なお、充塡回収業者が「承認待ち」の状態で管理者が未だ承諾する前であれば、「再発行」の処理を しても再度料金(税抜100円)は発生しません。

Q5-8-5 ログブックの記録を入力後に印刷して確認したいのですが、入力画面で印刷はできます か。

A5-8-5 はい、印刷したい画面を右クリックして画面印刷をご指定ください。又、過去の履歴の詳細は、4表の操作欄の「閲覧」をクリックすると画面に表示され、画面右上の「印刷」をクリックすると 印刷できます。

Q5-8-6 充塡回収業者です。センターに充塡量・回収量の登録をしたいのですが、管理者がイン ターネットを使っておらず、電子的なやり取りができません。どうしたらよいですか。

A5-8-6 管理者(機器の所有者)がインターネット利用の環境になく、RaMS に「管理者」として 事業所登録をしていない場合は、情報処理センターに充填量・回収量の登録をすることはできません。 RaMS では、そのような場合、充填回収業者が「充填証明書」「回収証明書」を書面(紙)で印刷して発行 するバージョンをご用意しています(「充填回収業者」でログインしメインメニューの「機器の点検・整 備・修理時」のいちばん右、「書面(紙)による充填証明書や回収証明書交付」の「証明書作成・印刷」 (黄色のボタン)をクリック)。 ご入力いただいたデータを証明書として紙で印刷(プリントアウト) して管理者に交付(手渡し又は郵送)していただきます。充塡証明書・回収証明書の書面での交付が免除 となるセンターへの登録にはなりませんが、充塡回収業者にとっては都道府県報告等に使用する充塡量・ 回収量の集計・記録としては集計・使用することができます。

(参考資料)

・取扱説明書 : 4 書面による充塡証明書や回収証明書の交付

Q5-8-7 点検・整備記録簿(ログブック)を新規作成するのですが、ログブックの1表「1.第一 種特定製品の管理者・施設・製品情報」の内容は後で修正できますか。

A5-8-7 機器の使用冷媒については、変更(修正)はできませんが、その他の項目は修正すること ができます。管理者が修正する場合は、ログブック一覧の操作欄にある「1表最新版」で修正することが できます(無料)。充塡回収業者が修正する場合は、2表の入力と同時に修正すれば修正することができ ます(有料、但し簡易点検入力時なら無料)。但し、履歴として残る場合もありますので、できるだけ初 めから正確な情報をご入力ください。

Q5-8-8 管理者です。「1表最新版」で1表を修正したのですが、「閲覧」で見ると修正内容が 反映されていません。どうしてですか。

A5-8-8 「ログブック一覧」の操作欄の「閲覧」で開いた画面は、過去直近の点検整備記録時(直近の2表 点検整備記録を登録した時点)の1表が表示されています。「1表最新版」の修正内容は、2表 に新たな点検整備記録が登録された後に「閲覧」画面に修正内容が反映されることになります。1表の内容が修正されているかの確認は「1表最新版」にてご確認ください。

Q5-8-9 管理者です。フロン排出抑制法の施行前より、管理する各機器(第一種特定製品)に ついて管理をしていた帳簿(excel データ)があります。今回、RaMSでログブックを 新規作成したいのですが、台数が多く1台ずつログブックを作成するのは大変なので、 その excel データを利用して一括してログブックを作成する方法はありますか。

A5-8-9 はい、管理する機器が多台数あって、これまで管理されてきた機器のデータが csv や excel のデータとしてお持ちの場合は、そのデータを利用して、ログブックへの機器情報登録(ログブックの1 表の登録)を代行するサービスをご紹介しています。詳細については、機器管理番号を取得される前に、 JRECO までご相談ください。(ログブックの機器情報登録代行サービスは別途費用が必要です。)

(参考資料)

・ログブックの機器情報登録代行サービス案内

Q5-9 シールの購入について

Q5-9-1 「機器管理番号シール」を購入したいのですが、どのように申し込めばよいですか。 A5-9-1 JRECOのホームページに専用ページがありますので、そちらのページよりお申込みください。 (下記) なお、ご注文枚数は10枚からとなりますので、何卒ご了承ください。 (参考資料)

・機器管理番号シール注文書

Q5-9-2 シールで購入する場合は、「預り金」での引き落としにはならないのですか。

A5-9-2 機器管理番号をシールでご購入いただく場合は、別途オフラインでのお取扱いとなりま すので、申し訳ございませんが、前記の専用ページよりお申込みください。

Q5-9-3 シールを購入した場合の、実際の詳細なログブック新規作成方法を知りたい。

A5-9-3 ログイン後、メインメニューにある「点検・整備記録簿(ログブック)」の「ログブック 新規作成・追加登録」をクリックし、次の画面で「管理番号入力」をクリックすると、「機器管理番号を 入力してください。」と表示されますので、機器管理番号をご入力いただき、「開く」をクリックしてくだ さい。すると、ログブックが開きます。なお、ログブックの新規作成ができるのは、登録業種「管理者・ 廃棄者」と「充塡回収業者」となります。詳しくは、下記の資料をご参考になさってください。

(参考資料)

- ・取扱説明書 : <u>3-2 管理者がログインして購入したシール番号でログブックを新規作成する方法</u>
- ・取扱説明書 : <u>3-4 充塡回収業者がシールを購入してログブックを作成する方法</u>
- ・<u>RaMS 解説動画・操作動画「ログブックの作成」</u>
- Q5-9-4 機器管理番号の取得方法として、インターネット上では 500 円(税抜)、シールを購入 すると 600 円(税抜)ですが、シールで購入した場合、600 円にプラス登録料 500 円が必要 なのでしょうか。

A5-9-4 いいえ、機器管理番号をシールで購入した場合、600 円にプラス 500 円は必要ありません。シールという形で販売するので、インターネット上で番号だけを付番するのに比べ 100 円増しになっているということになります。シールに記載している番号を前述の方法にて RaMS にご登録いただければ、RaMS にログブックを作成することができます。なお、この料金(500 円又は 600 円)には2表に最初に入力する「設置時追加充填量」の登録料金まで含まれています。

Q5-9-5 シールはまとめて購入して、新規で機器が増えた時に後で使用することは可能ですか。 A5-9-5 はい、可能です。ご購入いただいたシール(機器管理番号)は、新規登録の使用期限はあ りませんので、いつでもご使用(新規ログブックの作成)になれます。

Q5-9-6 シールは、1シートに同じものが2枚ありますが、もう1枚は何のためにあるのですか。 A5-9-6 当該機器に貼付する1枚と、もう1枚は予備となっています。シールは耐久性を持たせた加工を施していますが、経年劣化しますので1枚は予備として保存ください。

≪Q6. 行程管理票(行程管理制度)について≫ Q6-1 電子行程管理票を利用するのに料金はかかりますか。 A6-1 整備時の整備記録と同時に自動発行される電子行程管理票を利用する場合を除き、ご利用料金がかかります。具体的には、A票(回収依頼書又は委託確認書)を作成する際に100円(税抜)の料金が作成者に課金されます。詳しくは、下記の資料をご参照ください。

(参考資料)

- ・利用料金について
- ・RaMS 解説動画・操作動画「電子行程管理票の作成(その1,2)」
- 取扱説明書(1.電子行程管理票の作成方法1-1~9、9.確認証明書9-1~3)

Q6-2 電子行程管理票で、回収量を間違えて入力してしまった。修正はできますか。

A6-2 引取証明書(E票)が発行され、行程管理票一覧に「再発行」のボタンが表示された伝票のみ 修正できます。引取証明書(E票)を再発行する際、改めて税抜100円が課金されます。詳細については、 下記の取扱説明書 5-2 をご参照ください。なお、修正する際は、事前に関係者に別途ご連絡ください。

(参考資料)

・取扱説明書 : <u>5-2 引取証明書が発行された E 票を充塡回収業者が再発行する場合</u>

Q6-3 廃棄する機器に冷媒が入っていない場合の入力方法は?

A6-3 回収作業を行った時点で、冷媒が入っていないことが判明した場合、回収量は「0(ゼロ)kg」 で入力して、その「要因」もご入力ください。

Q6-4 確認証明書(フロン類が充填されていないことの確認)を交付することはできますか。

A6-4 はい、A 票画面で左上に表示の「確認証明書(フロン類が充填されていないことの確認)」を 選択して A 票を起票(この際、税抜 100 円が課金されます。)、充填回収業者が確認を行った機器の種類 と台数を確認証明書(E 票)に入力して交付してください。

Q6-5 回収依頼書(A票)の交付日を後で変更することはできますか。

A6-5 いいえ、A票交付後は変更できません。A票作成時(廃棄者が正式に交付する時点)に確定されます。交付日は回収作業の日程スケジュール等をご考慮いただいた上で、入力してください。

Q6-6 充塡回収業者です。年度末の都道府県への報告書は作成できますか。

A6-6 はい、ログイン後のメインメニューの「報告書作成・閲覧」をクリックし、「対象年」「出カ方法」を選択、「作成」をクリックすると都道府県への報告レポートが計算されます。それを出力・印刷して報告書を作成することができます。なお、実際の充塡量・回収量等と比較して補正が必要な場合は、出力内容を補正してください。

(参考資料)

・ <u>都道府県知事宛て報告書の補正機能について(No. 11)</u>

Q6-7 電子行程管理票の電子モードを使用する場合、関係者(廃棄者、取次者、充塡回収業者)の 事業所登録は必要ですか。

A6-7 はい、電子モードを選択した場合、関係者間のやりとりはメール及びインターネットで行い ますので、関係者の事業所登録は必要です。

Q6-8 充塡回収業者です。RaMSの電子行程管理票について、廃棄者(管理者)がインターネットを使っておらず、電子的なやり取りができません。どうしたらよいですか。

A6-8 廃棄者(管理者)がインターネットの環境にない場合は、「紙モード」を選択していただき、 データ入力後、印刷(プリントアウト)して書面(紙)で必要書類を交付してください。「紙モード」を 選択した場合でも、充塡回収業者の回収量の記録としては算入されます。

Q6-9 「紙モード」の場合、ヘッダー・フッターの日付等を表示させないことはできますか。

A6-9 「紙モード」で伝票を印刷すると、初期値ではヘッダー・フッターの日付・URL 等が一緒に印 刷されます。これを印字させないためには、ブラウザ(Microsoft Edge など)の 印刷 → その他の設定 → ヘッダー・フッターのチェックを外してください。

Q6-10 RaMSを利用して、破壊(再生)処理依頼票(X票)を電子的に破壊(再生)業者に送り たいのですが、依頼したい破壊(再生)業者が一覧にありません。どうしたらよいですか。

A6-10 当該破壊(再生)業者が、まだ RaMS に事業所登録していない場合、事業所一覧に表示され ません。その場合、RaMS で破壊(再生)処理依頼票(X票)を電子的に送ることはできませんので、当該 破壊(再生)業者には別途書面等にて処理依頼をご依頼ください。また、当該破壊(再生)業者に RaMS に事業所登録いただけるよう貴事業所からもお勧め願います。

(参考資料)

・破壊業者や再生業者が RaMS に事業所登録していない場合の処理方法

≪Q7. その他≫

Q7-1 RaMSの利用開始の申込書等はありますか。

A7-1 いいえ、特にありませんが、「事業所登録(無料)」時に表示される「精算方法決定時に確認す べき事項」及び「冷媒管理システム利用規約」を十分ご確認の上ご承諾いただき、利用を開始してください。

Q7-2 パスワードを忘れてしまいました。

A7-2 RaMSのトップ画面(<u>https://www.jreco.jp/</u>)最下部にある「パスワード再設定」をクリック します。業者区分を選択して、RaMSにご登録いただいている「ID」と「メールアドレス」を入力します。 「送信」ボタンをクリックすると入力したメールアドレスに再設定用の URL がメールで届きます。この URL をクリックして新しいパスワードを設定してください。設定されるとメールアドレスに確認用の ID とパスワードが送られてきますので確認し、今度はお忘れにならないよう管理・保管をお願いいたしま す。

Q7-3 メールのアドレスが間違っていた場合はどうなりますか。

A7-3 承諾依頼や回収依頼、また RaMS からの御請求書の発行(請求書による支払方式を選択してい る場合)等のメールの連絡が、管理者・廃棄者、取次者、充塡回収業者等へ行かない(届かない)ことに なります。メールは、承諾依頼や承諾完了、行程管理票の交付・回付等、電子上の書類のやりとりをする ときに必要となります。間違えないように入力してください。また、パソコン又は紙等に控えを保存して おくことをお勧めします。また、メールアドレスが変更となった場合には、すみやかにログイン後のメイ ンメニューにある「ログイン者登録情報」より、メールアドレスの変更をお願いいたします。

Q7-4 RaMSを利用すれば、会社の各事業所における漏えい量は、会社全体(管理者の本社等) で無料で集計できると聞いたのですが。

A7-4 「統括部署登録」をしていただければ、例えば、本社が各事業所すべての機器の管理データ (漏えい量)等を、リアルタイムにいつでも無料で閲覧・集計・出力することができます。 詳しくは、下記の取扱説明書等資料をご参考になさってください。

(参考資料)

- ・<u>管理者のための簡単利用ガイド</u>
- ・取扱説明書 : <u>4-1 統括部署登録の方法</u>
- Q7-5 充塡回収業者です。管理者がインターネットを使用していない場合は、どのように記録や 報告をしたらよいのですか。

A7-5 管理者がインターネットを利用する環境にない場合、RaMS では、書面(紙)で印刷(プリントアウト)する方式(「紙モード」)も選択できますので、それらの方式を選択して、書面(紙)で管理者 (廃棄者)に交付してください。充塡回収業者の記録や都道府県への報告資料のデータとしては、「紙モ ード」を選択した場合でもその数値はデータに反映されます。

Q7-6 RaMSを利用した場合、算定漏えい量の国への報告(管理者の場合)や、充塡量・回収量の 都道府県への報告(充塡回収業者の場合)を、JRECOでやっていただけるのですか。

A7-6 いいえ、JRECO の RaMS は、国や都道府県への報告を代行する(免除する)ものではありませ んので、各種報告は管理者、充塡回収業者等、皆さまご自身でご報告いただくことになります。但し、管 理者については国が提供している算定漏えい量報告書作成支援ツールと連携可能となっており、さらに、 このツールによって作成された報告データは、国の提供する「フロン法電子報告システム」を利用するこ とにより電子的に所管大臣あてに報告することが可能です。

(参考サイト)

・フロン排出抑制法ポータルサイト(環境省)

Q7-7 RaMSの推奨利用環境を教えてください。

A7-7 サービスは Windows では Microsoft Edge (最新版)、Internet Explorer11 以上、Macintosh では Safari (最新版)のブラウザでのご利用を推奨いたします。それ以外の環境からご利用の場合、当ウ ェブサイトをご利用できない場合や正しく表示されない場合等があります。また、推奨環境下であって も利用者のブラウザの設定によって正しく表示されない場合等がありますのでご了承ください。ご登録 及びご利用については、JRECO の定める所定の方法に従ってください。所定の方法に従わない場合、本サ ービスのご利用並びに JRECO からの情報提供等ができない場合があります。

Q7-8 Java スクリプトの設定方法を教えてください。

A7-8 当サイトでは、Javascript を利用したコンテンツをご用意しております。通常お客様がお使いのブラウザは、デフォルトで Javascript が使用できる設定となっております。当サイトをご利用いただくには、Javascript が使用できるようにブラウザの設定を行ってください。

【Microsoft Edge の場合】

①画面右上の[…]をクリックする。

- ②メニュー下の[設定]をクリックする。
- ③設定のメニューから[Cookieとサイトのアクセス許可]をクリックする。
- ④「サイトのアクセス許可」にある[JavaScript]をクリックする。
- ⑤「サイトのアクセス許可 / JavaScript」設定にある[許可(推奨)]をオンにする。

【Internet Explorer の場合】

- ①画面右上の[ツール]をクリックする。
- ②[インターネットオプション]をクリックする。
- ③「セキュリティ」をクリックし、「インターネット」をクリックして、[レベルのカスタマイズ]を クリックする。
- ④設定の「スクリプト」が表示されるまでスクロールバーをスクロールする。
- ⑤「スクリプト」の項目を以下のように設定し、[OK]をクリックする。
- ⑥警告画面が表示されたら[はい]をクリックする。
- ⑦インターネット オプションで[OK]をクリックする。

【Safariの場合】

- ①メニューバーの「Safari」から「環境設定…」をクリックする。
- ②「セキュリティ」をクリックし、「Web コンテンツ: JavaScript を有効にする」にチェックする。

Q7-9 お問い合わせ先は?

A7-9 RaMSのログイン画面(<u>https://www.jreco.jp/</u>)下部右にある「お問合せ」ボタンをクリック して、必要事項、お問合せ内容をご記入いただき、送信してください。又は、電話(03-5733-5311)、FAX (03-5733-5312)にてお問合せください。